

# JR東海労ニュース

No.1120

2008年9月19日

JR東海労働組合

要求を勝ち取ろう！シリーズ⑥

## 要求獲得！

\*専任社員の職務乗車証交付

\*裁判員の公民権行使休暇を拡充

本部は9月18日、協約・協定改訂に向け第6回団体交渉を行い、会社回答と協約・協定の締結について議論をしました。会社は以下の10項目の回答をしました。組合員の要求が一部前進しました。

1. 公民権行使のための休暇の拡充
2. 高専及び短大の「専攻科」卒新入社員の初任等級及び初任給額新設
3. 出向社員の病気休暇発令及び期間率算定要項の明示
4. 感染症の疑いがある社員の就業制限時における賃金の取り扱いの明示
5. 契約社員を正社員採用する際の年休付与要領の明示
6. 契約社員、臨時社員の契約解除願様式の新設
7. 遺体等処置時の取扱いに対する報労の一部見直し
8. 専任社員等に対する職務乗車証の交付
9. インフルエンザ予防接種費用の助成
10. 山梨実験線センター単身赴任者の帰省交通費の特例措置

なに～！主任レポート提出を明言しろと！  
締結条件3項目は労働組合への支配介入の不当労働行為だ！

会社は、協約・協定を締結する前提として以下の3項目をあげてきました。

1. 新人事・賃金制度の根幹である主任レポートの提出拒否、形骸化させるような運動をしていないことを明言すること。
2. 主任レポート提出拒否や主任レポートを形骸化させることを少なくとも協約・協定締結中には行わないことを明言すること。
3. 議事録として残すこと。

本部は、「主任レポートは協約に明記されていない。主任レポートは運用の問題である。基本協約を締結しない理由づけだ。労働組合活動への介入である！」と主張し、協約・協定の締結に対する会社と対立をしました。会社にひざまづけといわんばかりの居丈高な姿勢は許すことが出来ません！

第6回団体交渉開催！